

教職員定数改善、少人数学級推進及び義務教育費国庫負担制度拡充を 図るための意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い状況があります。次期学習指導要領への移行など、授業時数や指導内容が増加している中、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げることが必要です。

本市でも、子どもたちのゆたかな学びを保証するため、学級編制の弾力的運用に理解が示される中で、子ども支援スタッフや複式学級解消に関わる市単教諭が配置されております。また、「甲州市確かな学力育成プロジェクト」では市内全小中学校で学力の向上に先進的に取り組むなど、学校教育の充実を図る施策が積極的に展開されているところです。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保証するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日 議決

甲 州 市 議 会